

桐生市工事成績評点要領

(目的)

第1条 この要領は、桐生市工事検査規程第11条の規定に基づく工事成績評定(以下「評定」という。)に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定者)

第2条 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、桐生市工事検査規程第3条に定める検査員、工事担当課の担当係長又は課長補佐及び監督員とする。

(評定の内容)

第3条 評定は、当該工事に係る次に掲げる項目及び細目について行うものとする。

項目	細目
1 施工体制	施工体制一般
	配置技術者
2 施工状況	施工管理
	工程管理
	安全対策
	対外関係
3 出来形及び 出来ばえ	出来形
	品質
	出来ばえ
4 高度技術	高度技術力
5 創意工夫	創意工夫
6 社会性等	地域へ貢献等
7 法令遵守等	

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに、評定者それぞれが独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の評定は、桐生市工事検査規程による工事成績表(様式第2号、様式第3号)により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は、別紙細目別評定点採点表により行うものとする。

4 上記2及び3の算出にあたり、別紙 1、2、3「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」により評定するものとする。

5 工事成績は、評定点の合計に応じ、総合評価を次の区分により判定する。

80 点以上	75 点 ~ 79 点	65 点 ~ 74 点	60 点 ~ 64 点	59 点以下
A	B	C	D	E
すぐれている	ややすぐれている	ふつう	ややおとる	おとる

6 評価にあたっては、記入方法及び留意事項（別紙 4）及び施工プロセスのチェックリスト（別紙 5）を考慮するものとする。

7 工事における高度技術、創意工夫、社会性等に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。

（評価の時期）

第 5 条 検査員は検査を実施したとき、監督員及び係長（課長補佐）は当該工事の検査実施前にそれぞれが評価を行うものとする。

（評価の除外）

第 6 条 次の各号に該当する場合は、評価をしないことができる。

（1）応急工事若しくは緊急工事で短い工期のため、監督員が工事中現場指示等をする暇のないもの。

（2）修繕工事で監督員の現場指示等を要しないもの。

（評価結果の通知）

第 7 条 市長は、当該工事の請負者に対して、評価の結果を工事成績評価通知書（様式第 1 号）により遅滞なく通知するものとする。

（評価の修正）

第 8 条 市長は、第 7 条の通知をした後、当該評価を修正する必要があると認められる場合は修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、その結果を当該工事の請負者に対して遅滞なく通知するものとする。

（評価結果の公表）

第 9 条 工事成績評価の通知及び公表の対象とする工事は、1 件の工事請負金額が 250 万円以上の工事とする。ただし、第 6 条に基づき評価の除外とした場合は対象としない。

2 評価結果は、完成検査終了後速やかに別表 1 により公表するものとする。

1) 公表については、自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。

2) 閲覧場所は、検査担当課とする。

3) 閲覧期間は、完成検査時の属する年度とその翌年度とする。

4) 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

5) 別表の保存期間は 3 年とする。

(説明請求及び説明請求に対する回答)

第10条 第7条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(期間の末日が休日に当たるときは、その翌日)以内に、市長に対し説明請求書(様式第2号)により、評定点について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定に基づき、評定点についての説明を求められた場合は、速やかに工事成績評定に係る説明書(様式第3号)により回答するものとする。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

2 この要領の施行日前に契約された工事及び設計金額が130万円未満の工事については、なお従前の要領による。

附 則

3 この要領は、平成21年9月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

様

桐生市長
(公 印 省 略)

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評点要領に基づき評定した結果を通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 請 負 金 額
- 4 工 期 年 月 日 から 年 月 日
- 5 完成検査年月日 年 月 日
- 6 工事成績評定点 点
- 7 説 明 請 求 評定の結果に疑義がある場合は、この通知を受けた日から起算して14日以内に桐生市工事成績評点要領第10条に基づき文書請求により説明を求めることができます。
(この場合には文書により回答いたします。)
- 8 送付先及び問い合わせ先

様式第 2 号

年 月 日

桐生市長 様

住 所
氏 名
電話番号

工事成績評定に係る説明請求書

年 月 日付けで桐生市長から通知された工事成績評定点について、
疑義がありますので桐生市工事成績評点要領第 10 条に基づき下記のとおり
説明を求めます。

記

1 工 事 名

2 質 問 事 項

様式第3号

年 月 日

様

桐生市長
(公 印 省 略)

工事成績評定に係る説明書(回答)

年 月 日付けで貴社から説明を求められた工事成績評定内容について、
桐生市工事成績評点要領第10条に基づき下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名
- 2 質問に対する回答
- 3 送付先及び問い合わせ先

